

北名古屋市ホームページ広告作成ガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、北名古屋市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の作成にあたって、北名古屋市ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びWebアクセシビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など、あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3 アニメーションGIF等を使用した画像の点滅、切り替わりは、禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第4 利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は利用者が北名古屋市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調)

第5 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分とり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周り

を縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第7 alt 属性は「広告：」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成20年7月1日から施行する。